

令和8年9月9日宣告 危険運転致傷被告事件

令和8年(わ)第644号

主 文

5 被告人を拘禁刑1年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、令和7年11月21日午前8時26分頃、普通乗用自動車運
10 転し、東京都多摩市（住所省略）先の最高速度が30km毎時と指定されてい
る左方に湾曲する道路をa公園方面からb通り方面に向かい進行するに当たり、
その進行を制御することが困難な時速約88ないし108kmの高速で自車
を走行させたことにより、自車を道路の湾曲に応じて進行させることができ
ず、自車を対向車線上に進出させ、折から対向進行してきたA（当時62歳）
15 運転の普通乗用自動車前部に自車前部を衝突させ、よって、同人に加療約2
8日間を要する胸骨骨折等の傷害を負わせた。

(量刑の理由)

本件の現場は、最高速度が30km毎時と指定されている湾曲した片側1車
20 線（同幅員3.2m）の相互通行路で、中央線は黄色ペイント実線で鮮明に標
示されており、道路両側には歩道が設置されていた。このような道路におい
て、自動車を判示のような高速度で走行させる行為は、極めて危険かつ無謀
なものであり、実際、その危険は現実化して、同車は対向車線に進出して対
向車両と正面衝突している。これにより、被害者は骨折を伴う加療約28日
25 間を要するけがを負っており、結果も軽くない。被告人は、直前を高速度で
進行する車両に着いていきたい、負けたくないという気持ちで自車のスピー

ドを上げるなどしたところ、車を全く制御できない状態になり、対向車と衝突したなどと述べているが、酌量の余地は見出せない。危険運転の常習性はうかがわれないことを踏まえても、本件の犯情は悪く、主文程度の拘禁刑をもって臨むほかない。

- 5 しかしながら、他方で、被告人が事実を率直に認め、今後は同様の過ちを犯さないために車の運転はしないと述べるなど反省の態度を示していること、保険を利用するなどして被害者に対し相応の補償がされると見込まれるほか、同人に対し自己負担で150万円を支払って謝罪しており、被害者の処罰感情は厳しくないこと、前科がないこと、交際相手が更生に助力する旨誓い、
- 10 寛大な処分を求めていること、自業自得のこととはいえ、本件が原因で競泳選手として出場予定であった国際大会の出場辞退を余儀なくされるなど一定の社会的制裁を受けていることなどの一般情状を併せ考慮すると、今回は刑の執行を猶予し、社会内で更生に努める機会を与えるのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

- 15 (求刑 拘禁刑1年)

令和8年9月9日

東京地方裁判所立川支部刑事第3部

裁判官 中 島 経 太